

# 簡易サウナ設備の特性に応じた防火安全対策の検討について

## 趣旨

- 従来の浴場等に設置されるサウナとは異なり、テントやバレル（木樽）に**放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国で増加している。**  
→**消防法令上のサウナ設備の現行基準は、浴場・宿泊施設等に**固定式の放熱設備を設置することを想定した内容**となっており、見直しを求める声あり。**  
〔例えば、放熱設備と周囲の可燃物の離隔距離について、テントやバレルの大きさや構造・材質には合わない等〕
- 消防庁では、有識者等から構成される検討会を開催し、簡易サウナの中でも特に需要が高い**テント型サウナ及びバレル型サウナについて、実験等により安全性の検証を行い、その特性に応じた防火安全対策を検討した。**



テント型サウナ



バレル型サウナ



サウナストーブ

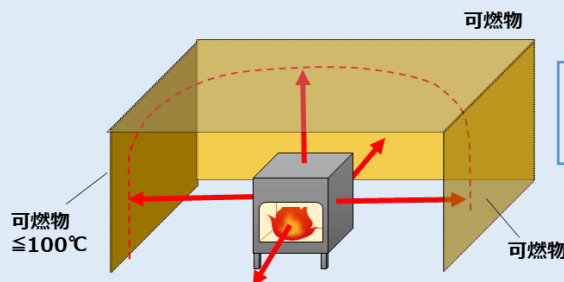


サウナ内の温度状況

検討会の提言を踏まえ、防火安全対策を見直し

## 現行基準

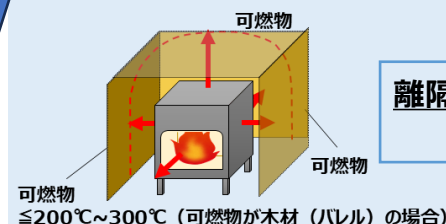
- ① 省令では、「サウナ設備」は「サウナ室に設ける放熱設備をいう」とされており、**テントやバレル（木樽）に設けるものは想定されていない。**
- ② 放熱設備（サウナストーブ）と周囲の可燃物との離隔距離として、**可燃物の表面温度が100℃を超えない距離**を保つことが求められている。  
※ 長期間の加熱により、可燃物に変質して内部に熱が蓄積しやすくなり、表面温度100℃程度の比較的低い温度でも出火する危険性（いわゆる低温着火）が生じることを考慮。



**可燃物までの離隔距離を長くとる必要がある**

## 見直し（案）

- ① 省令改正し、火気設備の種類に「**簡易サウナ設備**」を追加。  
具体的には、**屋外等のテント及びバレル（木樽）に設ける放熱設備（最大出力6kW以下の新ストーブ・電気ストーブ）**を規定。
- ② 放熱設備（サウナストーブ）と周囲の可燃物との離隔距離として、**可燃物が引火しない距離（可燃物の表面温度が200℃～300℃を超えない距離に相当）**を保つことで足りることとする。  
※ 簡易サウナの構造・材質や利用形態から、低温着火は生じ難いことを考慮。



**離隔距離を短くすることができ、テントやバレルの狭い空間に放熱設備を設置可能**

- ③ このほか、簡易サウナ設備の構造・材質等の特性に応じた火災予防上の要件を明確化。